

第5回有識者会議資料

厚生年金基金等の 資産運用・財政運営 について

(有識者会議での論点を中心に)

平成24年6月7日
企業年金連絡協議会

企業年金連絡協議会の概要

・ 全国462会員の年金実務者が集う「企業年金団体」

DB(確定給付企業年金) 408 会員、 厚生年金基金 50 会員、

DC(確定拠出年金)のみ 4 会員、

* 会員企業年金の加入者総数 336万人

* その他の準会員・個人会員・賛助会員 194 会員

- ・ 活動目的 企業年金制度を将来に亘って持続させ、魅力ある制度として確実な給付を行って
いくため、規模の大小や業界を問わず、企業年金に係る諸問題を取り上げ、「知り
たい」・「交流したい」・「発信したい」という会員に情報提供や相互研鑽の場を提
供し、更に意見・要望・改善策を発信し、企業年金制度の健全な発展を目指す。

- ・ 沿革 昭和48年 「東京地区単独連合厚生年金基金連絡会」として発足
平成9年 全国組織へ拡大。「単独連合厚生年金基金連絡協議会」に改称
平成14年 確定給付企業年金法施行に伴い「企業年金連絡協議会」に改称

- ・ 活動内容 参加者の自発的活動に支えられた分野別専門委員会などの活動が中心
6つの専門委員会 ⇒ 資産運用、年金財政会計、給付、受託者税制、事務改善、IT
2つの制度別部会 ⇒ 厚生年金基金、DC
2つの地方委員会 ⇒ 中部地区(名古屋)、西日本地区(大阪)
CR委員会(ホームページ運営・会報誌「きねんきょう」発行)

AIJ事件と有識者会議との係わりについて

◎AIJ投資顧問による年金資産消失事件

⇒ 「巧妙な詐欺的行為」による刑事事件という認識



(有識者会議の設置)

まず「再発防止策の策定」が第一、そして「被害者基金への対応」

安全かつ効率的運用の環境整備

- ①金融庁による運用機関への監督問題
- ②運用スキーム改善による安全性向上



- ・信託協会提案の管理体制の強化も有効。
(外国籍私募投信での信託銀行の名義人化)
- ・ガドラインの実効性を高める見直しも必要。

決算及び財政面の対応

- ①財政運営や②制度の在り方



- ・各基準の一律的な対応だけでなく、
個々の財政状況や母体(業界)の業況
による個別対応も選択肢として必要。
- ・代行制度の存廃問題は別問題。
多くの加入員・受給者等が見守る中、
拙速に議論される内容ではない。

1. 資産運用規制の在り方(見直しの方向性を踏まえて)

◎見直しの基本的な考え方全般に対する意見

- ⇒ 一律の資産配分規制に戻すのではなく、リスク管理等のガイドラインがより実効性を持つようにする見直しには賛成するが、
効率化を妨げる過度の見直し・チェック強化には反対である。

【受託者責任の在り方】

①分散投資の徹底

- ・運用ポートフォリオ等の策定・届出は十分浸透しており、機動的な運用対応への阻害と策定を形骸化させる可能性もある義務化には反対。
- ・運用機関への委託割合の上限設定(数値規制)は、複雑化する最近の投資手法には馴染まず、またバランス型運用・一般勘定等阻害するため、反対。

②受託者責任の徹底、忠実義務、みなし公務員のガイドライン強化については留保。

【運用体制・運用プロセス】

①運用の基本方針等

- ・基本ポートフォリオ策定を形骸化させる可能性がある義務化には反対。
- ・オルタナティブ投資でのデュー・デリジェンス徹底とガイドラインへの追加の方向性には賛成するが、具体的な内容次第でもあり留保の意見もあった。

1. 資産運用規制の在り方(見直しの方向性を踏まえて)

②運用受託機関の選定・評価

- ・受託機関の選定・評価プロセスや、リスク管理など運用機関に対する「確認すべき事項リスト」などのガイドラインへの追加の方向には賛成するが、具体的な内容次第でもあり留保の意見もあった。

③運用に携わる役職員の資質向上

- ・研修受講はよいが、その取組みの義務化、およびその状況の代議員会等への報告の義務化には反対。
- ・運用担当者に対する資格要件の設定等には反対。

④資産運用委員会、運用コンサルタント

- ・資産運用委員会への学識・実務等経験者、受給者採用の義務化には反対。
- ・運用コンサルタントの金融商品取引業法上の登録の要件化等についてはコストアップにつながらない限りにおいては賛成。

1. 資産運用規制の在り方（見直しの方向性を踏まえて）

【基金のガバナンス・情報開示】

- 代議員会、加入者・事業主等への受託機関の選定・評価・実績等の報告など「説明すべき事項リスト」のガイドラインへの追加は、内容次第でもあり留保。
- 運用業務報告書の記載事項詳細化、運用基本情報の原則開示には反対。

【監事や行政による事後チェックの強化】

- 行政監査要綱、監事監査規程を見直し、監査チェックリストの追加等には賛成するものの、監査結果の代議員会への報告義務化には反対。

【その他】

- 中小規模（厚年）基金の資産運用を、例えば企業年金連合会で運用受託することには、現に中脱事業を実施している連合会への負荷等から反対。一方で、厚生年金基金の合併の迅速化等制度変更での今後の制度論の議論と併せての検討は留保。

2. 財政運営の在り方

◎ 厚生年金基金とDB年金の財政運営基準等は、代行部分を除けば、ほぼ同様。現行基準見直し前のH22.11.4付提出の要望書(別添)が、企年協の考え方。

○ 昨今のボラタイルな経済・運用環境にあって積立水準の安定確保のため、景気のよい時などに剰余を蓄積させて財政上のバッファを構築させる財政運営の健全化促進策(一括・弾力償却での実施)を設けて頂きたい。

【主な論点への意見】

- (1) 予定利率の見直しを進めるため、引下げによる債務増加額を分離し、長期償却が可能となる弾力化措置を用意する。 (その設問に回答会員の64%が賛成)
- (2) 積立不足の早期対応や財政上のバッファ構築のため、一定水準までの一括・弾力拠出を認める。 (回答会員の86%が賛成)
- (3) 継続基準・非継続基準での二本立ての財政検証が、財政対応を複雑にしており、一方の基準は検証のみとする。 (回答会員の65%が賛成)

2. 財政運営の在り方

- (4) 掛金引上げの際、利源分析上の利差損(実際利回りと予定利率との差)による不足分は分離し、早期・弾力償却も可とする。 (回答会員の69%が賛成)
- (5) 給付水準の引下げは、加入者分は労使合意を原則として、減額基準・手続きの明確化を図る。 (回答会員の83%が賛成)
- (6) 解散基準(理由要件、手続要件)の緩和については、給付の減額基準との整合性を十分に考慮して対応すべきである。 (回答会員の70%が賛成)
- (7) その他
一時金ベースの支給額が不変である場合、年金での給付利率による減額変更の要件を緩和する。 (回答基金の65%が賛成)

3. 各制度(運営)の在り方

◎一律の制度廃止の動きには反対。確定給付型年金の将来に懸念。

- ・財政悪化に至っていない基金の加入員／受給者の受給権保護の問題。
- ・適年廃止の時と同様に、中小企業から一層の企業年金離れが惹起し、DB年金全体への波及を懸念。

◎代行部分は、所謂 代行メリットは薄れたが、設立後も一定の制度規模で維持・運営される意味は大きく、代行制度の意義・役割は今日でも持っている。

(1) 厚生年金基金制度の一律制度廃止は行き過ぎ。個々の財政状況や母体(業種)の将来見通しなど個別に判断し、受給権保護を優先すべきである。

(回答基金の75%が賛成)

(2) 受給者減額は慎重にすべきだが、加入者との給付水準比較や解散・減額基準での難易度の違いからの解散を防ぐために受給者減額の緩和も必要と考える。

(回答基金の81%が賛成)

(3) 中小企業の企業年金には受け皿・選択肢が必要。年金受給権確保の観点から、財政的に可能ならば、基金同士の業種を超えた統合も含めて考えられる。

(回答基金の64%が賛成)

◎最後に望むこと

- ・AIJ事件被害者の立場に立った視点での議論をお願いしたい。
- ・運用面での再発防止策に力点を置き、財政や制度の在り方については拙速に結論を求めず、方向性の提言に留め、引続きの検討会等による議論が必要ではないか
- ・一律の制度廃止を求める前に、その対応策・出口論なども示すべきである。
- ・制度の存続・廃止ありきの議論ではなく、公的年金を補完する役割を持つ企業年金制度の持続可能性をいかにして見出していくかにも十分な議論が必要である。



- ・現行DB、DCは「運用リスクをどちらが負うか」縦割りの仕組みによる限界がある。制度運営に伴う諸リスクを労使間でどう分担をするか。この問題の解決なくして、企業年金制度(特に確定給付型年金)の持続可能性は図れないのではないか。



- ・DB・DC縦割りの制度のみでなく、両方の良い点を取入れ、運営リスク等の労使分担を行う新ハイブリッド型年金制度の導入の検討を。

以 上